介護老人福祉施設利用契約書別紙（重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1　事業者（法人）の概要

事業者名(法人)	社会福祉法人 紫雲寺加治川福祉会	法人の所在地	新発田市真野原外3331番地2
代表者	理 事 長　　桐 澤 芳 典	設立年月日	平成６年４月22日

2　施設の概要

施　設　名	定員	指定年月日
特別養護老人ホームしうんじ	５０名	平成12年 3月17日（番号 1570600823）
特別養護老人ホームしうんじ（地域密着型）	２０名	平成26年 4月 1日（番号 1590600100）
所在地：新潟県新発田市真野原外3331番地2　　電話：0254-41-4700　　ＦＡＸ：0254-41-2588		

3　事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、施設サービス計画に基づいたサービスを提供します。

4　サービス内容

提供するサービスの内容は、「介護老人福祉施設サービス」・「地域密着型介護老人福祉施設サービス」です。

「介護老人福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に住んでいただき、そこで居宅への生活復帰を念頭においたうえで、日常生活上の相談、介護及び援助、社会生活上の便宜の供与、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をするサービスをいいます。

「地域密着型介護老人福祉施設サービス」とは、ユニット（個室及び共同生活室によって一体的に構成される場所）において、利用者が相互に社会的関係を築き、自らの生活様式並びに生活習慣に沿って、自立した生活が送れるように配慮しながら、サービスを行います。

5　従業員の体制

職種	従事するサービスの種類	介護老人福祉施設（50名）	地域密着型介護老人福祉施設（20名）
管理者	業務の一元的な管理	１名	
医師（嘱託）	健康管理及び療養上の指導	２名	
生活相談員	施設での生活全般に関する相談	１名	
介護支援専門員	介護サービスに関する相談及び施設介護サービス計画の作成	１名	
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための機能訓練	１名	
管理栄養士	食事の献立の作成、栄養計算、栄養指導等	１名	
看護職員	心身の健康管理及び療養上の各種相談	２名以上	１名以上
介護職員	日常生活上の介護	17名以上	７名以上

6　設備の概要

居　室	介護老人福祉施設			地域密着型介護老人福祉施設			
	４人部屋	９室		ユニット型個室	20室		
	２人部屋	７室		１ユニット10室			
静養室	１室	浴　室	２室	洗面所	29か所	便　所	19か所
医務室	１室	食　堂	３室	機能訓練室	１か所		

7　利用料

(1)　基本料金

ア 介護老人福祉施設（日額）

	項　　目		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
法定利用料	基本サービス費		5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
	看護体制加算(Ⅰ)イ		60円	60円	60円	60円	60円
	看護体制加算(Ⅱ)イ		130円	130円	130円	130円	130円
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ		280円	280円	280円	280円	280円
	日常生活継続支援加算		360円	360円	360円	360円	360円
	個別機能訓練加算(Ⅰ)		120円	120円	120円	120円	120円
利用料		利用者負担の割合が１割の方	684円	754円	827円	897円	966円
		利用者負担の割合が２割の方	1,368円	1,508円	1,654円	1,794円	1,932円
		利用者負担の割合が３割の方	2,052円	2,262円	2,481円	2,691円	2,898円

イ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設（日額）

	項　　目		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
法定利用料	基本サービス費		6,820円	7,530円	8,280円	9,010円	9,710円
	看護体制加算(Ⅰ)イ		120円	120円	120円	120円	120円
	看護体制加算(Ⅱ)イ		230円	230円	230円	230円	230円
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ		610円	610円	610円	610円	610円
	日常生活継続支援加算		360円	360円	360円	360円	360円
	個別機能訓練加算(Ⅰ)		120円	120円	120円	120円	120円
利用料		利用者負担の割合が１割の方	826円	897円	972円	1,045円	1,115円
		利用者負担の割合が２割の方	1,652円	1,794円	1,944円	2,090円	2,230円
		利用者負担の割合が３割の方	2,478円	2,691円	2,916円	3,135円	3,345円

(2)-1　その他の加算（日額）

加算の種類	加 算 の 要 件	加算額（日額）	利用料(日額)		
			1割の方	2割の方	3割の方
外泊時費用	入院を要した場合または自宅等に外泊した場合（月に６日を限度）	2,460円	246円	492円	738円
外泊時在宅サービス利用費用	自宅等に外泊し、施設により提供される在宅サービスを利用した場合（月に６日を限度）	5,600円	560円	1,120円	1,680円
初期加算	入所した日から30日以内の期間及び30日を超えて入院し、退院後30日以内の期間	300円	30円	60円	90円
再入所時栄養連携加算	医療機関に入院し、経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時と異なる栄養管理が必要となった場合	2,000円	200円	400円	600円
栄養マネジメント強化加算	栄養士又は管理栄養士を１以上配置 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行った場合	110円	11円	22円	33円
療養食加算	疾患治療の直接手段として医師が発行した食事箋に基づいて食事を提供した場合（1食1回 1日3食を限度）	60円	6円	12円	18円
配置医師緊急時対応加算　通常の勤務時間外	配置医師が施設の求めに応じ、通常の勤務時間外に施設を訪問し、診療を行った場合（配置医師の勤務時間外の場合）	3,250円	325円	650円	975円
配置医師緊急時対応加算　早朝・夜間	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間に施設を訪問し、診療を行った場合（6時～8時、18時～22時）	6,500円	650円	1,300円	1,950円
配置医師緊急時対応加算　深夜	配置医師が施設の求めに応じ深夜に施設を訪問し、診療を行った場合（22時～6時）	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
個別機能訓練加算Ⅰ	常勤の理学療法士等を配置し、計画に沿って利用者の生活機能の維持・改善に向け積極的な機能訓練を行っている場合	120円	12円	24円	36円

加算の種類	加 算 の 要 件	加算額（日額）	利用料(日額)		
			1割の方	2割の方	3割の方
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の利用者を受入、適切なサービスを提供できる体制を整えている場合	1,200円	120円	240円	360円
看取り介護加算（Ⅱ）1	施設または居宅で看取った場合 死亡日以前31日以上45日以下について	720円	72円	144円	216円
看取り介護加算（Ⅱ）2	施設または居宅で看取った場合 死亡日以前４日以上30日以下について	1,440円	144円	288円	432円
看取り介護加算（Ⅱ）3	施設または居宅で看取った場合 死亡日の前日及び前々日について	7,800円	780円	1,560円	2,340円
看取り介護加算（Ⅱ）4	施設または居宅で看取った場合の死亡日	15,800円	1,580円	3,160円	4,740円
認知症専門ケア加算Ⅰ	専門的研修を修了した職員を配置し、質の高い認知症ケアを提供する体制を整えている場合	30円	3円	6円	9円
【広域型特養】 【地域密着型特養】 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	利用者の状態等が算定要件に該当する場合 ※上記(1)アに示す日常生活継続支援加算に変えて本加算を算定します	220円	22円	44円	66円

(2)-2　その他の加算（月額）

加算の種類	加 算 の 要 件	加算額（月額）	利用者負担額(月額)		
			1割の方	2割の方	3割の方
個別機能訓練加算Ⅱ	上記加算Ⅰに加え、個別機能訓練の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施にあたって必要な情報を活用した場合	200円	20円	40円	60円
退所時等相談援助加算 退所前連携加算	入所者の退所に先立って居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合（１回を上限とする）	5,000円	500円	1,000円	1,500円
退所時等相談援助加算 退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合（１回を上限とする）	2,500円	250円	500円	750円
協力医療機関連携加算(2)	協力医療機関と連携し、入居者の病歴等を共有する会議を定期的に開催している場合	50円	5円	10円	15円
特別通院送迎加算	定期的かつ継続的に透析を必要とする入所者であって、家族や病院等による送迎が困難である等について、施設職員が月12回以上の送迎を行った場合	5,940円	594円	1,188円	1,782円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生を予防するため、褥瘡ケア計画を作成し、その計画に基づき褥瘡管理を実施した場合	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	上記内容を実施した上で、褥瘡の発生するリスクがある方が褥瘡を発生しなかった場合 （ⅠかⅡのどちらか）	130円	13円	26円	39円
排せつ支援加算Ⅰ	医師又は医師と連携した看護師が入所時に要介護状態の軽減について評価し、その内容等を厚生労働省に提出した場合。また計画に基づいた支援・評価を３か月に１回行った場合	100円	10円	20円	30円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するため必要な情報を厚生労働省に提供した場合	400円	40円	80円	120円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	上記の情報提供に加え、疾病内容を追加して情報提供した場合	500円	50円	100円	150円
安全対策体制加算	安全対策担当者（安全対策に係る外部研修受講）を配置した場合（入所者の入所初日に限る。１回）	200円	20円	40円	60円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合、また感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っている場合（１月に１回）	100円	10円	20円	30円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、３年に１回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けた場合（１月に１回）	50円	5円	10円	15円

加算の種類	加 算 の 要 件	加算額（月額）	利用者負担額(月額)		
			1割の方	2割の方	3割の方
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	要件を満たした上で見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入した場合（１月につき）	100円	10円	20円	30円

(3)介護職員等処遇改善加算

加算の種類	加算の要件及び加算額	基本料金	利用者負担金
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1)基本料金及び(2)加算において算定した額に処遇改善加算の割合を乗じた額	((1)＋(2))×14%	基本料金の1～3割

注1) (1)基本料金及び(2)(3)の加算については厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は上記利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新しい利用料を書面にてお知らせします。

注2) 看取り介護加算は、施設を退所した場合でも遡って請求する場合があります。

(4) 居住費及び食費（日額）

	居 住 費	食 費		
		朝食	昼食	夕食
介護老人福祉施設	1,250円	620円	880円	650円
地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型個室)	2,750円			

※ おやつ、飲料のみ提供した場合、１日あたり100円を負担いただきます。

※ 介護負担限度額認定証の発行を受けている方は、認定証に記載の額が適用されます。

※ 入院や外泊の際も月６日間を限度に居住費を負担いただきます。

(5) その他の費用

ア 日用品費（日額） 15円

ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉・口腔スポンジ・義歯ブラシ・舌ブラシ・入れ歯洗浄剤・入れ歯ケースを準備します。希望しない場合はご自身で準備いただきます。

希望の有無（いずれかに〇を記入して下さい。） 希望する・希望しない

イ 預り金管理費（月額） 500円

特別な事情（生活保護受給者・身寄りがない利用者等）があって金銭管理を施設に依頼した場合、その管理費として負担いただきます。

希望の有無（いずれかに〇を記入して下さい。） 希望する・希望しない

ウ 利用者が希望する理容にかかる費用

(ｱ) 理容 2,500円

(ｲ) カットのみ 2,000円

(ｳ) 顔そりのみ 1,800円

エ 嗜好品の購入、医療費、外出時の飲食代等は実費を負担いただきます。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど、必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には速やかに対応します。

9 非常災害対策

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき年２回以上、利用者及び職員等の訓練を行います。

10　相談・苦情対応

皆様からの相談・苦情は以下のとおり対応しますので、遠慮なくお申し出ください。

(1)　相談・苦情の窓口

ア　サービスに関する相談や苦情については、次の苦情受付担当者が応対いたします。

窓口設置場所	特別養護老人ホームしうんじ
苦情解決責任者	施 設 長　　髙 橋 定 男
苦情受付担当者	主任介護支援専門員　　倉 島 真 紀
連　絡　先	０２５４－４１－４７００
受 付 時 間	８時３０分～１７時３０分（土日・祝日等を除く）

イ　公的機関においても、次の機関において苦情の申し出ができます。

機　関　名	連　絡　先
新潟県国民健康保険団体連合会　介護保険課	０２５－２８５－３０２２
新発田市　高齢福祉課	０２５４－２２－３０３０
新潟市　介護保険課介護給付係	０２５－２２６－１２７３
胎内市　福祉介護課	０２５４－４３－６１１１
聖籠町　町民課	０２５４－２７－２１１１
村上市　介護高齢課	０２５４－５３－２１１１

ウ　第三者委員として２名の方を委嘱しておりますので、次の方にご相談いただいても結構です。

氏　名	連　絡　先	備　考
寺　野　徹	０９０－５４１８－３０１４	受付時間：随時
新 井 田　慎	０８０－６５４７－３３６４	

エ　その他、サービス利用時、直接お申し付けいただくこともできます。

(2)　相談・苦情の処理手順

ア　サービスを受けた利用者（利用者や家族）から具体的な相談・苦情の内容をお聞きします。

なお、相談・苦情をお受けする際、分かる範囲でサービスの種類、提供年月日及び時間、担当した職員の氏名等をお聞きしたうえで対応します。

イ　施設において、苦情受付担当者を中心とした相談・苦情処理のための会議（問題点の整理・洗い出し及び今後の改善策）を開催します。

ウ　苦情受付担当者が直接利用者に対して口頭で事情説明を行います。なお、文書による回答を求められたときは、口頭説明に合わせて文書をお渡しします。また、ア～ウの一連の概要は苦情・相談等記録票に記載します。

エ　苦情処理の場合、その概要についてまとめ苦情解決委員会（第三者委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者で構成する委員会）に報告し、さらなる改善点について助言を受けます。

オ　事業実施マニュアル（介護計画書や各マニュアル）の改善・見直しを行い、再発防止に努めます。

11　虐待防止

虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に揚げる措置を講じます。

(1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

(2)　虐待防止のための指針を整備します。

(3)　職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。

(4)　前３項に定める措置を適切に実施するための担当者を置きます。

(5)　虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力します。

12　第三者による評価の実施状況等

第三者による 評価の実施状況	1　あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	②　なし		

13　協力医療機関

当施設では、次の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかな対応に努めます。また、定期的に診察を行い利用者の健康管理をいたします。

【協力医療機関】

医療機関名	平塚ファミリークリニック
医師の氏名	平 塚 雅 英 ・ 平 塚 素 子
診療科目	内科・外科
連　絡　先	新発田市真野原1719－4　　TEL 0254－41－0011

医療機関名	県立新発田病院
連　絡　先	新発田市本町１－２－８　　TEL 0254－22－3121

医療機関名	河内歯科医院
医師の氏名	河内康之
診療科目	歯科
連　絡　先	新発田市稲荷岡2068　　TEL 0254－41－2016

14　施設での看取り

医師が病状の回復の見込みがないと診断した場合で、利用者又は家族等が希望される場合は、施設で定めた看取りに関する指針に基づいて看取り介護を行います。

看取り介護加算を算定している場合で施設を入院のために退所した場合は、入院している医療機関等に利用者の状態を尋ね、医療機関等から状態についての回答を得られるものとします。

15　痰の吸引等

身体の様態において吸引等を必要とする利用者に対し、痰の吸引及び経管栄養のケアの一部の行為を配置医・看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が協働して実施します。

16　行政機関に関する手続き

利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等への手続き等について、利用者又は家族等が行うことが困難な場合は施設が代行します。ただし、金銭に関わるもの（高額介護サービス費の支給手続きや租税の手続き等）については家族等から手続きを行っていただきます。

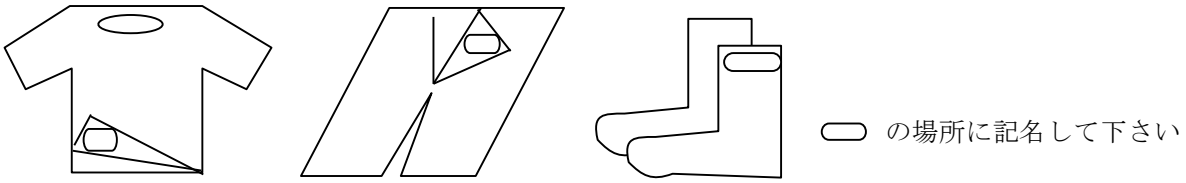
17　サービス利用上の留意事項

(1)　消灯時間は概ね21時としますが、同室の利用者の方々の迷惑とならないよう十分に配慮してください。

(2)　現金等の貴重品は利用者が責任を持って管理してください。紛失等があっても施設は責任を負いかねます。

(3)　衣類は施設で洗濯しますので所定の場所に記名してください。なお、施設の洗濯は業務用の洗濯機・乾燥機を使用しますので、衣類の傷みが早いことをご了承ください。

施設での洗濯に心配がある衣類については、ご家族等で洗濯を含めた管理をお願いします。



(4)　施設内は禁煙です。

(5)　施設内でのペットの飼育はご遠慮ください。また、面会の際に連れ込むこともお断りします。

(6)　退所を希望される場合は、できるだけ早めに生活相談員にご相談ください。

(7)　当施設内で他の利用者及び職員に対する政治や宗教活動はご遠慮ください。

(8)　面会時間及び面会場所は感染症等の状況を踏まえ、都度、設定します。

８時30分～17時30分までは正面玄関から出入りできます。それ以外の時間又は利用者の安全をお守りするため、正面玄関を施錠することがあります。その場合は、職員玄関から出入りください。また、面会の際はお手数でも備え付けの面会票にご記入ください。

(9)　施設内の感染症蔓延予防のため、施設では感染症対策に努めていますが、集団生活であることによる感染のリスクがあること。また、感染症蔓延予防のため、家族に断りなく居室を変更する場合があることをご了承ください。

(10)　感染症対策として、面会等で施設に出入りの際は必ず手洗いを行ってください。

(11)　面会者の体調が優れない場合は面会を控えてください。

(12)　食品を差し入れする場合は職員に一声お掛けください。また、家庭で調理した食品は他の利用者に配らないようお願いします。

(13)　外出・外泊するときは職員に連絡してください。（家族による引率を原則としますが事情によって施設が送迎等の協力をします。）

(14)　入院及び通院は可能な限り家族の引率または付き添いをお願いします。

(15)　利用者の衣類・嗜好品・小遣いは必要に応じて家族から準備いただきます。事情があって準備できない場合は施設が代行して購入し、利用料とともに請求します。

(16)　介護支援専門員が施設サービス計画の説明を定期的に利用者・家族等に行いますので、その際は可能な限り施設においでください。

(17)　入院・外泊などで居室を空けている場合については、断わりなくベッドを使用することがありますのでご了解ください。

サービスの提供にあたり、上記のとおり説明します。

令和　　年　　月　　日　　（施設）

所在地　　新潟県新発田市真野原外3331番地2

施設名　　社会福祉法人紫雲寺加治川福祉会

特別養護老人ホームしうんじ　【 指定番号1570600823 】

特別養護老人ホームしうんじ(地域密着型)

【 指定番号1590600100 】

管理者

説明者